

道路運送車両法施行規則の一部改正について

(自社のウェブサイトにおける点検整備料金の掲載関係)

自動車の法定定期点検整備を行う自動車特定整備事業者においては、道路運送車両法施行規則にて当該作業料金を依頼者が見やすいように掲示することとされていますが、先般、別添のとおり、官報（令和6年4月30日付 号外第106号）において「自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令」が公示され、「道路運送車両法施行規則の一部改正」が行われたことから、下記のいずれかの場合を除き、事業者自ら管理するウェブサイトにも点検整備に係る作業料金を掲載し、公共の閲覧に供しなければならないことと規定されましたのでお知らせします。

記

次のいずれかに該当する場合、ウェブサイトへの料金掲載が不要となります。

- ・自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が5人以下である場合
- ・自ら管理するウェブサイトを有していない場合

以上

公衆の見やすいように掲示するとともに、当該交付代行者のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。

見やすいように掲示しなければならない。

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（自動車特定整備事業者の遵守事項）</p> <p>第六十二条の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金について、当該事業場において依頼者の見やすいように掲示するとともに、次のいずれかに該当する場合を除き、自ら管理するウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供すること。</p> <p>イ 自動車特定整備事業に常時使用する従業員の数が五人以下である場合</p> <p>ロ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合</p> <p>二〇十（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（自動車特定整備事業者の遵守事項）</p> <p>第六十二条の二 法第九十一条の三の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第四十八条に規定する点検又は整備の作業を行う事業場にあつては、当該作業に係る料金を当該事業場において依頼者の見やすいように掲示すること。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>二〇十（略）</p> <p>2・3（略）</p>

（港湾法施行規則の一部改正）

第三条 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

附 則	
<p>（施行期日）</p> <p>1 この省令は、令和六年六月三十日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この省令の施行の際現にマンション管理業者が掲げているこの省令による改正前のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識は、この省令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、この省令による改正後のマンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第二十六号による標識とみなす。</p>	<p>35cm以上</p>